

総 括 調 査 票 （行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名	(31) サテライトオフィスに係る経費			調査対象 予 算 額	【参考】令和5年度（調査対象実績額）：8百万円 ほか ※調査対象先からの報告額を積み上げ		
府省名	各府省	会計	一般会計	項	—	調査主体	共同
組織	—			目	—	取りまとめ財務局	（関東財務局）

①調査事案の概要

【事案の概要】

各官署は、柔軟な働き方の推進等のため、庁舎内にサテライトオフィスを設置、又は民間企業とサテライトオフィスに係る契約を締結している。

②調査の視点

1. サテライトオフィスの設置状況等について

- （１）令和3年度から令和5年度の3年間でサテライトオフィスの設置状況はどのように推移しているか。
（２）サテライトオフィスの利用状況はどのようになっているか。

2. サテライトオフィスの設置目的等について

- ・ サテライトオフィスを設置するに当たり目的を定めているか。
- ・ 設置目的達成に向けての取組はしているか。

3. 在宅勤務等手当の支給について

- ・ 在宅勤務等手当の支給について適正な運用がされているか。

【調査対象年度】

・ 令和3～6年度

【調査対象先数】

・ 本府省等 45官署

・ 地方支分部局等（※）364官署
計409官署

※事務所等出先機関を含まない

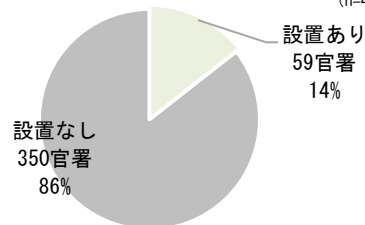
③調査結果及びその分析

1. サテライトオフィスの設置状況等について

（１）サテライトオフィスの設置状況の推移

令和3年度から令和5年度の3年間に於いて、サテライトオフィスを設置した官署は、59官署（14%）であった【図1】。設置形態別で見ると、全ての年度において「①庁舎」内への設置が大半であり、「①庁舎」以外への設置は、最も多い年度でも3官署であった【図2】。また、「①庁舎」内への設置箇所数は、令和4年度以降、令和3年度と比較し倍増していた【図3】。

【図1】令和3年度から令和5年度の3年
におけるサテライトオフィス設置の有無 (n=409)

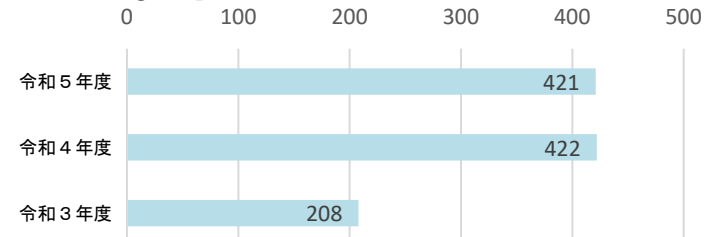


【図2】サテライトオフィスの設置形態別官署数 複数回答可 (n=59)



※内閣官房内閣人事局による全府省等職員を対象にした東京臨海広域防災公園内の防災拠点への設置

【図3】「①庁舎」内のサテライトオフィス設置箇所数 複数回答可 (n=57)



総 括 調 査 票（行政経費等に係る府省横断的な調査）

調査事案名 (31) サテライトオフィスに係る経費

③調査結果及びその分析

1. サテライトオフィスの設置状況等について

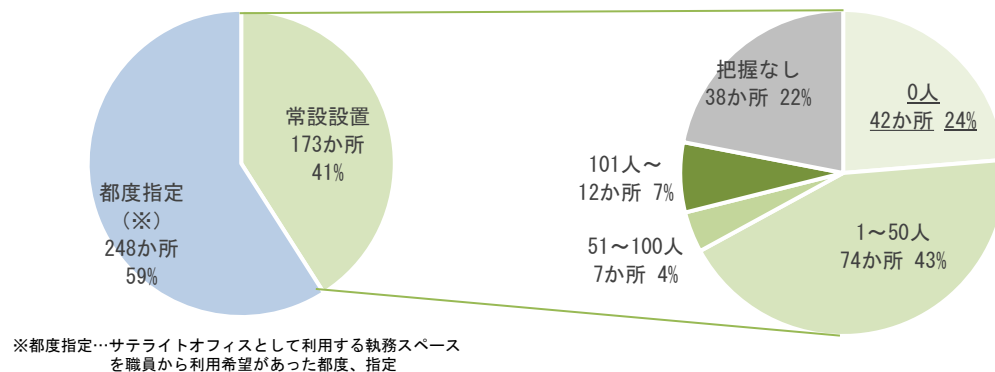
(2) サテライトオフィスの利用状況

<庁舎内に設置したサテライトオフィスの利用状況>

令和5年度に庁舎内に設置されたサテライトオフィス421か所について、常設設置は173か所（41%）であり【図4】、そのうち利用者が全くいなかったサテライトオフィスは42か所（24%）もあることが分かった【図5】。

他方で、利用者がいない日は会議室として活用している事例や、他官署の職員も利用が可能としている事例など、庁舎内の限られたスペースを有効活用している事例も見られた【参考1】。

【図4】常設設置・都度指定の別（n=421） 【図5】常設設置箇所における令和5年度の利用者延べ人数（n=173）



【参考1】常設設置のサテライトオフィスの有効活用事例

- ・ 会議室と併用している。
- ・ ウェブ研修受講、作業スペース等の多目的に利用している。
- ・ 職員の健康相談のリモート面談をする場所として利用している。
- ・ 合同庁舎内の全ての入居官署の職員が利用可能なサテライトオフィスを設置している。

【表1】令和3～5年度におけるサテライトオフィス設置に係る民間企業との契約数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
2	3	3

【表2】各契約の想定利用者数に対する利用率と一人1日当たりの実績単価

	想定利用者数に対する利用率	一人1日当たりの実績単価（円）	定額制/従量制の別
1	112%	2,692	定額制
2	91%	2,491	定額制
3	70%	2,598	定額制
4	63%	3,545	定額制
5	43%	5,730	定額制
6	25%	6,945	従量制（時間）
7	21%	3,955	定額制・従量制（日・時間）
8	想定利用者数の設定なし	10,902	定額制

<民間企業と契約して設置しているサテライトオフィスの利用状況>

民間企業と契約しサテライトオフィスを設置している3官署において、令和3年度から令和5年度の3年間の延べ契約数は8件である【表1】。

各契約の想定利用者数に対する利用率を確認したところ、利用率が低い契約ほど、一人1日当たりの実績単価が高い傾向となっており、想定利用者数及び利用時間の適切な設定の有無が、結果として一人1日当たりの実績単価に影響していると考えられる【表2】。

なお、個々の契約を確認すると、実績単価が高い契約の中には、想定利用者数を前年度の2倍以上に設定するなど利用実績が反映されていない契約が複数見られた一方で、当該省（外局及び地方支分部局を含む）に属する全ての職員の利用を可能とするスケールメリットを生かした効率的な契約事例も見られた。

総 括 調 査 票（行政経費等に係る府省横断的な調査）

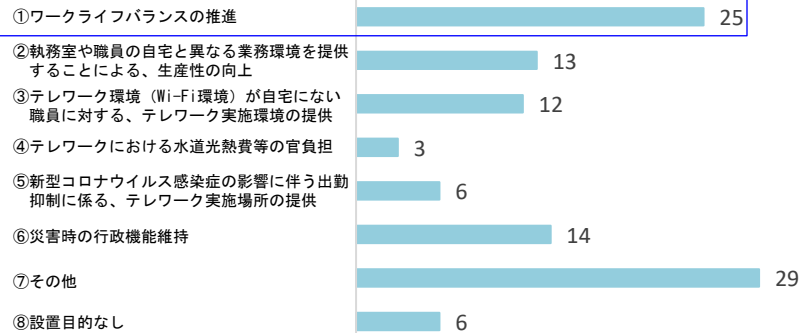
調査事案名 (31) サテライトオフィスに係る経費

③調査結果及びその分析

2. サテライトオフィスの設置目的等について

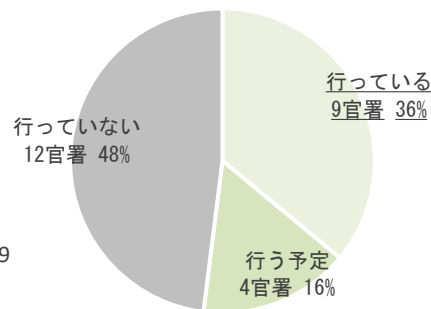
令和5年度においてサテライトオフィスを設置している59官署に設置目的を確認したところ、「①ワークライフバランスの推進」が最多であった【図6】。そのうち、サテライトオフィスの利用に係る職員のニーズ把握を行っていたのは9官署（36%）のみであった【図7】。

【図6】 令和5年度のサテライトオフィスの設置目的 複数回答可 (n=59)



※「⑦その他」には、当該官署として目的を設定することはしていないが、本府省等と同目的との回答を含む。
 ※「⑧設置目的なし」の理由は「試行的な設置であったため」「新型コロナの感染拡大を踏まえ緊急的に導入したため」となっている。

【図7】 職員のニーズ把握 (n=25)



3. 在宅勤務等手当の支給について

令和6年度に新設された在宅勤務等手当は、その支給対象となる「在宅勤務等の場所」に、国が職員に無償で使用するサテライトオフィス等は含まれないものとする人事院規則等で定めており【参考2】、384官署（94%）が正しく認識していた【図8】。

※含まれると認識していた25官署においても、改めて制度内容を伝達しており、実際に手当を支給した官署はない。

【参考2】人事院規則等

○「人事院規則九—一五一（在宅勤務等手当）」抜粋
 （在宅勤務等の場所）

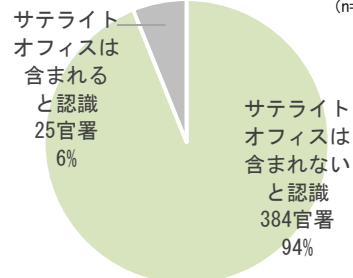
第二条 給与法第十二条の三第一項の人事院規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

三 前二号に掲げる場所に準ずる場所として給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者（第五条において「各庁の長」という。）が認めるもの

○「在宅勤務等手当の運用について（令和6年1月23日給実甲第1319号）」抜粋
 規則第2条関係

この条の第3号の「前2号に掲げる場所に準ずる場所」には、国の施設又は国が職員に無償で使用する施設等は含まれないものとする。

【図8】 「在宅勤務等の場所」の認識状況 (n=409)



④今後の改善点・検討の方向性

1. サテライトオフィスの設置状況等について

- ・ 庁舎内にサテライトオフィスを設置する場合、利用者が少ないサテライトオフィスについては、常設置ではなく都度指定を検討すべきである。
 また常設置とする場合は、多目的に活用している事例や合同庁舎内の全ての入居官署の職員が利用可能な事例もあるため、限られた庁舎内のスペースを有効活用する取組を検討すべきである。
- ・ 民間企業とサテライトオフィスに係る契約を行う場合には、利用実績等を踏まえ、適切な契約とすべきである。
 またスケールメリットを生かした契約規模の確保も検討すべきである。

2. サテライトオフィスの設置目的等について

- ・ 「ワークライフバランスの推進」を設置目的としているのであれば、利用者となる職員のニーズを把握し適切に反映することが、真の目的達成につながるものと考ええる。
 そのため、サテライトオフィスの設置に当たっては、その目的達成に向けて、職員のニーズを反映するなど、効果の向上に資する取組を行うべきである。

3. 在宅勤務等手当の支給について

- ・ 手当等が新設された際は、各官署は制度内容について正確に把握し、適正な運用に努めることが求められる。